

令和7年度（2025年度） 充実した高校生活を過ごすために



北海道寿都高等学校

学校生活（生徒指導部）

みなさんは、高校生としてどのような生活を送りたいでしょうか。

これからの3年間で学習や部活動、そして様々な学校行事へと、青春のエネルギーを燃やし、活気にあふれた高校生活になることを願っています。皆さんは今、中学校から高校へと進み、自分が一段と大人になったような気持ちを抱いていることでしょうか。通学距離が延び、新しい友達ができるとともに、行動範囲も広がります。また、高校に入ったら何かに挑戦してみようと待ち望んでいることもあるでしょう。

社会には法律や道徳や慣習などの様々なルールがあり、それによって円滑な社会生活が営まれています。高校生も社会の一員である以上、これらのルールに従わなければなりません。皆さんがこれから学ぶ寿都高校も一つの小さな社会です。その中で生活していくためには、一定のルールが必要となります。

学校のルールは大きく分けると次の三つです。

- ・礼儀やエチケットのように互いの心配りで考えられるもの。
- ・学校で集団生活を快適に過ごし、その目的達成を容易にするためのマナーとして考えられるもの。
- ・法律や規則によって、社会秩序を守るという立場から考えられるもの。

つまり、学校の内外を問わず、他者への思いやりを持って集団生活を過ごし、高校生活の本来の目的や高校生の本分から外れることがないようにするための、自律的な要素を中心とした生活の基準なのです。

学校で定めるきまりは、学校生活を送る上で最低限のマナーであり、決して皆さんを窮屈に縛り付けるものではありません。その意図を十分に理解し、きまりに沿った生活の中から高校生としての人間性を養い、良識を高めてもらいたいと思います。ただ、日常生活の指針がすべてきまりの中に盛り込まれているわけではなく、皆さんが自らの判断により行動する場面も多くあるでしょう。そのようなときに「きまりにないからやっていい」というわけではなく、寿都高校生として自覚に基づいた責任ある行動をとれるようになってほしいと願っています。

友達同士、級友同士、そして学校全体が互いにより良い方向へと導き合う校風を、皆さんの手で確立してください。それが寿都高校の発展に結びついていくことでしょう。

1 校内生活について

高校生活全般において高校生らしい品位と節度を失わないようにする

（1）登下校中の態度

①登下校は制服とする。（夏の期間は略装可）

ただし、やむを得ない事情のある場合は許可（異装届）を得て学校指定ジャージを着用する。

②交通規則を正しく守る。バスで通学する際は待つ時・乗降時・車中での態度に注意する。

- ③自転車通学を希望する者は、防犯登録を行った後「自転車通学許可願」を担当に提出し点検を受ける。許可後、ステッカーを自転車に貼る。
(自転車保険に加入することが望ましい)
- (2) 欠席、遅刻、早退等
- ①朝は、8時25分までに登校する。
- ②遅刻の場合は、職員室で所定の手続き（「入室許可証」に記載し、認印をもらう）を経て入室する。
- ③早退、一時外出の場合は直接担任に申し出、許可を受ける。（「早退・外出許可証」）
- ④欠席の場合は、保護者を通じ8時10分までにHR担任あてに電話で連絡をする。
- (3) 教室、その他の施設の利用
- ①放課後、部活動等で教室その他の場所を利用する際は、事前に担当、部顧問の許可を受ける。
- ②平日の下校時間は16時30分で、用事のない生徒はそれまでに下校しなければならない。
なお、部活動参加生徒については平日18時00分、休日は17時00分までに下校しなければならない。（ただし、遠征時は除く）
- ③校舎及び校内の設備は大切に扱い、万一破損した場合は、ただちにHR担任または部顧問に届け出る。
- (4) その他
- ①多額の金銭・貴重品など学校に不必要なものは持ってこない。
- ②所持品には必ず記名するようにする。
- ③校内における生徒間の物品の売買、寄付行為等はかたく禁止する。
- ④スマートフォンは持ってきてよいが、きまりを守り自分でしっかりと管理する。

2 校外生活について

- ①身分証明書を常に携帯し、いつでも自分の身分を明らかにできるようにする。
- ②高校生として望ましくない場所には立ち入らない。
- ③夜間の外出はできるだけ避け、外出した際は遅くとも21時00分には帰宅する。
- ④保護者の許可なく外泊しない。
- ⑤アルバイトはどうしても必要がある場合にのみ許可する。学生の本分は勉強であり、部活動である。
- ⑥社会教育的団体に属し、またはその団体の活動に参加、加入する場合には、あらかじめ学校に届け出る。
- ⑦原動機付き自転車、自動二輪の免許の取得は禁止する。

3 服装について

- (1) 服装の乱れは生活の乱れにつながります。特にこの点に重点を置いて指導します。
- (2) 服装は端正で清潔を心がけ、パーマ・染髪・装飾品 {ピアス、指輪、ネックレス (ミサンガを含む) など} ・マニキュア・化粧等は認めない。
- (3) 制服にはボタン・校章を所定の位置につける。それ以外のものをつけてはいけない。
- ブレザー
- ・ダブルニットツイル(ポリエステル 85%ウール 15%)
 - ・2つ釦ひとつ掛け
- いずれかを着用
- スラックス
- ・エコミニチェック (ポリエステル 70%ウール 30%)
 - ・標準型1タック・ウエスマン付きループ7本 (男子)
 - ・標準型ノータック (女子)
- スカート
- ・エコミニチェック (ポリエステル 70%ウール 30%)
 - ・20本ヒダスカート(スカート丈はヒザ中心とする)
- いずれかを着用
- ネクタイ
- ・本校指定ネクタイ(レジメンタルタイ)
- リボン
- ・本校指定リボン(レジメンタル)
- 夏用任意
- ニットベスト
- ・紺地に白ライン (ウール 70%アクリル 30%)

○ポロシャツ ・ サックスブルー（ポリエステル 90% キュプラ 10%）

※夏はブレザーを着ずにシャツ、ブラウス、ポロシャツのみでも良い。その場合は第1ボタンまで開けて良い。その上からニットベストを着ても良い。特別な指示がない限り、リボン、ネクタイは着けなくても良い。

※ソックスは原則白、黒、紺、グレーとする、ストッキングやタイツは黒・紺またはベージュとする。

※ベルトは原則黒・紺・茶で、装飾のないものとする。

上 靴…学校指定の運動靴とする。